

令和 8 年度第 4 回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和 8 年度第 4 回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員数 14 名中本日の出席者は 14 名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第 3 条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 、 両委員にお願いします。
議案第 1 号	議 長	それでは議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第 2 号	議 長	続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-16 の案件について、 推進委員さんより報告をお願いします。
	 番 (推進)	 地区担当の です。受付番号 3-16 について、報告します。 場所は から へ の 道沿いにあります。7 月 21 日に 農業委員と譲受人の 同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、町外に住んでおられ、また、高齢であり耕作することが困難なため、譲受人が譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており、所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
	議 長	ありがとうございました。続きまして 3-17 の案件について、 推進

		委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-17について、報告します。場所は、■と■の交差点から■へ■の場所にあります。7月20日に■農業委員と譲受人の■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、町外に住んでおられ、耕作することが困難なため、譲受人が譲受け農業を始められるものです。譲受人は、自身が経営されている店舗で使用する食材を栽培することを計画されています。耕作予定の作物は、ブルーベリー、イチジク、小豆等ということです。長年遊休化していた農地を再生利用されるものですが、とても熱心で所有権移転をされても問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	3-17の案件についてお聞きしたいのですが、資料を見ると、初めて農業される方なのではないかと思われるのですが、E判定の農地を復旧しようとするとかかなりの労力があるのではないかと思います。その辺りをどう思われているのかということと、ブルーベリーやイチジク等を栽培されるということですが、経験はお持ちなのでしょうか？
	■番	この農地はE判定ということで木も生えている所で耕作困難な農地ではあるのですが、譲受人が譲受けにあたって現在、草刈り等整備をされつつあります。これから先、小豆、イチジク、ブルーベリー等を植えるということで、近くに居住されている住宅があるのですが、そちらで色々栽培されておられますし、地元の方ともすごく仲よくされておられますので、地元の意見も聞くなど協力を得ながら農業されるものと考えます。■のご主人なのですが、栽培したものを■にも使いたいということで意欲的に思われており、問題はないと判断させていただきました。事前調査の時には私たちも協力する旨伝えてあります。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。5-1の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号5-1について、報告します。場所は■と■の交点から■へ■の場所にあります。7月21日に■農業委員と■同行のもと調査しま

		した。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請地は、昭和35年頃、隣接地■■■■番の建物に接続する建物を新築し、宅地として利用されていきました。この度、始末書を添付し、転用申請され、併せて接続する建物の所有者に所有権を移転されるものです。周囲への影響もなく農振地域除外申請手続き中の農地で、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。1-1の案件について、■■■■推進委員さんより報告をお願いします。
	■■■■番 (推進)	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-1について、報告します。場所は、■■■■から■■■■ハ■■■■の場所にあります。7月21日に■■■■農業委員と調査しました。申請地の周辺は、平成11年頃、圃場整備と県道改良が行われました。申請地は工事区域には取り込まれなかったものの、周囲と同様に施工され、現在の状況になったものです。長年放置されており、面積が狭小であるため、農用地としての利用は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして1-2の案件について、■■■■推進委員さんより報告をお願いします。
	■■■■番 (推進)	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-2について、報告します。場所は、■■■■と■■■■の交差点から■■■■ハ■■■■の場所にあります。7月20日に■■■■農業委員と■■■■同行のもと調査しました。申請地は、見た目上、山になっているということで、田に戻せるような状況には見えませんでした。昭和50年頃から耕作されていないということで原状回復して農用地としての利用は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

		(全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
報告第2号	議 長	続きまして、報告第2号「農地改良届について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第2号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時43分

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和8年8月28日

会長

■番
■委員

■番
■委員